

リセール約款

第1条（目的）

1. 本リセール約款は、お客様（以下「甲」といいます）と横河レンタ・リース株式会社又はその代理店（以下総称して「乙」といいます）との間において甲を買主とし、乙を売主としたリセール商品（乙がレンタル（賃貸）の用に供していた中古の商品及び乙が顧客等から購入した中古の商品を指します。以下同じ）の売買契約（以下「リセール契約」といいます）に必要な事項を定め、これにより甲乙間の取引が公正かつ円滑に行われることを目的とします。
2. 甲及び乙は、相互利益尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って取引を行うものとします。

第2条（リセール契約の内容）

リセール契約の目的であるリセール商品、権利等（ソフトウェア製品の使用許諾を含みます）の数量、型名、品名、仕様、リセール料金、納期、納品場所（日本国内に限ります）、支払期日、支払条件等リセール契約に必要な事項その他リセール契約の内容（以下「契約内容」といいます）は、書面に定めるものとします。

第3条（リセール契約の成立及び変更）

1. リセール契約は、乙があらかじめ前条の契約内容に基づく見積書を作成し、甲に提示したうえで、甲が乙の見積番号を記載した注文書により発注し、乙がこれに承諾することにより成立するものとします。
2. 甲の注文書交付の日から乙の5営業日以内に乙からの受諾拒否の申出がない場合も、甲による注文書の交付日に遡りリセール契約が成立するものとします。
3. 前二項のほか、甲乙間において、リセール契約書を作成し、双方が署名押印又は記名押印する方法によってもリセール契約が成立するものとします。
4. リセール契約の内容は、甲乙協議のうえ、署名押印又は記名押印した書面によって変更できるものとします。

第4条（リセール料金等の支払方法）

1. 甲は、リセール契約に定めたリセール料金及びその他諸費用（以下あわせて「リセール料金等」といいます）を、リセール契約に定めた支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。振込手数料は甲の負担とします。ただし、支払期日が金融機関休業日の場合には、翌営業日までに支払うものとします。
2. リセール商品に関わる運送費は、乙が負担するものとします。ただし、離島、へき地等車両での輸送が困難な地域への納入、大型リセール商品又はリセール料金が1万円未満の場合等については、甲は乙所定の運送費を別途支払うものとします。

第5条（納品）

乙は、リセール商品をリセール契約に定めた納期、納品場所（日本国内に限ります）に従い、乙の決定した手配方法により納品するものとします。

第6条（受入検査）

1. 甲は、乙によるリセール商品の納品日の翌日から起算して乙の10営業日以内（以下「検査期間」といいます）に受入検査を行い、万一、リセール商品に関して、数量、型名、品名、仕様、品質、性能に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます）があった場合、検査期間が終了するまでに乙に書面にて通知しなければならないものとします。
2. 乙は、前項の通知に基づき、リセール商品を検査した結果、リセール商品に甲の通知のとおり契約不適合があった場合には、当該リセール商品が第8条（保証の範囲の制限）に該当

- する場合を除き、乙の選択により、無償修理（乙の指定する場所での引取修理を無償で行うことを指します。以下同じ）又は無償交換（同一又は同等のリセール商品（付属品を含みま）す）に無償で交換することを指します。以下同じ）を行うものとします。
3. 前項に基づくリセール商品の無償修理又は無償交換により、納期等の変更を行った場合に関する受入検査は、第1項の定めによるものとします。
 4. 第1項及び第3項に定める受入検査に合格したときは、甲は、その受入検査に合格した日と受入検査に合格した旨を乙に通知するものとします。
 5. 乙は、第2項において無償修理及び無償交換のいずれも不相当と判断した場合、リセール契約の全部又は一部を無条件で解除できるものとします。この場合、甲は、乙の費用負担においてリセール商品を直ちに返還するものとします。又、乙は、既に甲よりリセール契約に基づくリセール料金等を受領した場合、当該リセール商品の返還確認後、無利息にて受領したリセール料金等を直ちに甲に返還するものとします。ただし、甲は、本項に基づく解除に関して、乙に対し、損害賠償の請求等は一切できないものとします。
 6. 第1項及び第3項の甲による受入検査において、検査期間内に乙が甲より何らの通知も受領しなかった場合は、検査期間終了の日をもって当該受入検査に合格したものとみなし、甲は、検査期間終了後にリセール商品に契約不適合があることを発見した場合であっても、乙に対して何ら請求することはできないものとします。ただし、第7条（リセール商品の保証）により保証される場合を除くものとします。

第7条（リセール商品の保証）

前条第1項に定める検査期間を徒過した場合であっても、乙が甲に交付する見積書において、リセール商品について保証する旨の記載がなされている場合に限り、乙は、次の各号の内容にて保証するものとします。

- (1) リセール商品に保証期間が設定されている場合であって当該保証期間中にリセール商品に何らかの機能の不適合、不完全が生じた場合、甲は、乙に対しこれを書面にて通知するものとします。
- (2) 乙は、前号の通知に基づき、リセール商品を検査した結果、リセール商品の機能に甲の通知のとおり契約不適合が存在することを確認できた場合には、当該リセール商品が第8条（保証の範囲の制限）に該当する場合を除き、乙の選択により、無償修理、無償交換又は代金の減額のいずれかを行うものとします。
- (3) 乙が前号において無償修理又は無償交換を選択した場合、リセール商品に係る甲から乙宛の運送費については、第4条（リセール料金等の支払方法）第2項の定めにかかわらず甲の負担とします。
- (4) 甲の要望により技術者を派遣して出張修理、立会い検査、又は現地調査を行う場合、技術者の派遣に係る費用は、甲の負担とします。なお、製造販売業者、機種等の諸事情により、甲の要望に沿えず、技術者を派遣できない場合があることを甲はあらかじめ了承するものとします。
- (5) 乙は、第2号において無償修理、無償交換及び代金の減額のいずれも不相当と判断した場合、リセール契約の全部又は一部を無条件で解除できるものとします。この場合、甲は、乙の費用負担においてリセール商品を直ちに返還するものとします。又、乙は、既に甲よりリセール契約に基づくリセール料金等を受領した場合、当該リセール商品の返還確認後、無利息にて受領したリセール料金等を直ちに甲に返還するものとします。ただし、甲は、本項に基づく解除に関して、乙に対し、損害賠償の請求等は一切できないものとします。
- (6) 保証期間については、見積書に記載された期間とします。
- (7) 保証期間の開始日は、第5条（納品）又は第6条（受入検査）第3項によりリセール商品が甲に引き渡された日とします。
- (8) 甲は、保証期間終了後にリセール商品の機能に契約不適合があることを発見した場合であっても、乙に対して何ら請求することはできないものとします。

第8条（保証の範囲の制限）

前条にかかわらず、リセール商品が次の各号のいずれかに該当する場合は、保証の対象範囲から除外されるものとします。

- (1) 日本国外に持ち出された場合
- (2) メーカー、販売業者又は販売店において公表されているリセール商品が、契約上における免責条項の適用品、修理サポート終了品又は当該メーカー等の倒産等により修理できない場合
- (3) 甲による誤操作、誤使用、不適當な据付調整、改造又は加工、過酷な使用、納品後の移動や輸送、落下、液体こぼれ、水没等に起因する故障、損傷又は滅失
- (4) 高温多湿、ガス害、振動、公害、塩害、埃の侵入等の使用環境条件に起因する故障又は損傷
- (5) 火災、地震、風水害等の天災地変に起因する故障又は損傷
- (6) 異常電圧等の外部要因に起因する故障又は損傷
- (7) メーカー又はソフトウェアの供給者が認めないハードウェア、ソフトウェア、インターフェース、サプライ品等を接続、使用したことに起因する故障又は損傷
- (8) 機能に不適合、不完全がない場合の変色、傷、変形、錆等
- (9) CRT、LCD 等表示装置に関する部品等の交換、修理
- (10) 磁気ヘッド、検出器（センサー、プローブ等）に関する部品等の交換又は修理
- (11) ハードディスク、プリンター等記録印刷装置の部品等に関する交換又は修理
- (12) ギア、モータ等の駆動、可動機構部品、磨耗消耗部品等の交換又は修理
- (13) トナーカートリッジ、バッテリー、無停電電源等の消耗品、定期交換部品等の交換又は修理
- (14) 本体以外の付属品全般
- (15) その他機能の不適合、不完全が乙の責めによらない場合

第9条（危険負担）

甲乙双方の帰責事由によらずに生じたリセール商品の滅失損傷その他の損害は、第5条（納品）に定める納品前に生じたものである場合は乙の負担とし、納品後に生じたものである場合は甲の負担とします。

第10条（所有権）

リセール商品の所有権は、甲がリセール料金等を完済した日をもって、乙から甲に移転するものとします。

第11条（輸出入に関する事項）

1. 本リセール約款に基づくリセール契約は、リセール商品の最終需要地が日本国内である場合に限り成立するものとし、リセール契約締結時においてリセール商品の最終需要地が日本国外である場合には無効となることにつき、甲はあらかじめ了承するものとします。
2. 前項にかかわらず、リセール契約締結前に、甲において既にリセール商品の輸出が決まっている場合には、甲は、リセール契約締結前に乙に通知し、乙の承諾を得たうえで、乙所定の書類を乙に提出することにより、当該リセール契約は有効とみなされ、リセール商品を輸出できるものとします。ただし、甲は、日本及び輸出関連諸国の輸出入関連法規に従って輸出を行うものとし、当該輸出に係る一切の責任は甲が負うものとします。又、甲と日本国外関連者間での取引に起因する租税上の問題等が発生した場合は、甲の責任において解決するものとします。
3. 甲がリセール商品を輸出する場合、乙は、第7条（リセール商品の保証）の責任を負担しないものとします。

第12条（データ消去）

リセール商品にデータ（電子的情報）が記録されていた場合には、甲は、そのデータを消去す

るものとします。又、甲は当該データを使用開示等してはならないものとします。

第13条（相殺）

甲及び乙は、甲乙間において、支払を受けるべき金銭債権を有する場合、当該金銭債権の弁済期の到来の有無を問わず、書面をもって通知することにより、いつでも自己の債務と対当額で相殺することができるものとします。

第14条（債権譲渡制限）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、リセール契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとします。

第15条（廃棄処理手続）

甲は、リセール商品を廃棄する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他法令を遵守し、適切に廃棄処理手続を行うものとします。

第16条（不可抗力）

1. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、交通機関の事故、通信回線の事故、その他両当事者の責めに帰すことができない事由により生じた履行遅滞及び履行不能について、いずれの当事者も責任を負わないものとします。
2. 前項の場合、甲又は乙は相手方に対し通知したうえで、リセール契約の全部又は一部を変更又は解除することができるものとします。

第17条（秘密保持）

1. リセール契約において、秘密情報とは、次の各号の情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます）で提示された情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」といいます）の責めによらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を、リセール契約の履行のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
4. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、又、リセール契約を履行するために知る必要のある自己の役員及び従業員（以下あわせて「従業員等」といいます）以外に開示、漏洩してはならないものとします。
5. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、甲及び乙は、相手方の秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置を講ずることを当該第三者に要求するものとします。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
6. 甲及び乙は、リセール契約の履行のために必要な範囲で秘密情報を複製できるものとしま

- す。なお、当該複製物についても本条の定めが適用されるものとします。
7. 甲及び乙は、相手方から要求があった場合又はリセール契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物を含みます）を相手方の指示に従い、返却、又は破棄若しくは消去するものとします。ただし、第5項各号に基づき当該第三者が保有する秘密情報についてはこの限りではないものとします。
 8. 甲及び乙は、従業員等に本条の内容を遵守させるものとします。

第18条（個人情報保護）

1. 甲及び乙は、リセール契約の履行に関連して知り得た相手方が保有する個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することができることとなる情報を含みます。又、秘密情報であるかどうかを問いません。以下「個人情報」といいます）を善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、当該リセール契約履行以外の目的のために利用し、又は第三者に利用させ、若しくは開示し、又漏洩してはならないものとします。
2. 甲及び乙は、個人情報を第三者に提供しようとする場合、相手方の書面による事前の承諾を得るものとし、本条に定める甲又は乙の義務と同等の義務を当該第三者に課すとともに、当該第三者の情報管理について一切の責任を負うものとします。又、甲及び乙は、相手方から要求があった場合、別途甲又は乙が指定する当該第三者における個人情報の取扱い状況について、直ちに書面で相手方に報告しなければならないものとします。
3. 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、個人情報を加工、複製又は複製してはならないものとします。
4. 甲及び乙は、「個人情報の保護に関する法律」、その他各種法令、規則、ガイドライン等に従い、アクセス権の管理、個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとします。
5. 甲及び乙は、相手方が前四項に定める義務の履行のための措置を講じることにつき、随時又は定期的に、相手方に対して管理体制及び内部監査の報告を求め、又必要な指示を行うことができるものとし、本項の目的のために相手方の施設に立ち入ることができるものとします。
6. 甲及び乙は、本条に違反して個人情報がリセール契約の履行以外の目的に利用され、又は第三者に開示若しくは漏洩したことが判明したときは、直ちに相手方に書面をもって報告し、相手方の指示を受けるものとします。
7. 甲及び乙は、相手方の個人情報（複製物を含みます）を廃棄するとき、個人情報が復元不可能な形で廃棄するものとし、書類については裁断又は焼却の方法により、電磁的記録については、データ消去又は媒体の破壊の方法により、これを行うものとします。又、甲又は乙は、相手方が必要に応じて当該処理を実施した旨の証明書を求めた場合、当該求めに応じて証明書を相手方に対して発行するものとします。
8. 乙は、甲の個人識別符号、要配慮個人情報、及びそれらの内容を含む電子データは取り扱わないものとします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、リセール契約の成立日において、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用して認められる関係を有すること

- (4) 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 相手方との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲若しくは乙、又はその役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当する場合、前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、又は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明した場合、他方当事者は催告を要しないで通知のみにより無条件でリセール契約を解除できるものとします。
4. 甲及び乙は、前項に基づくリセール契約の解除により、相手方又は相手方の役員に損害が生じても一切の責任を負わないものとします。

第20条（損害賠償）

乙がリセール契約又は本リセール約款に違反したことに起因して甲に損害を与えた場合における乙の賠償責任は、現実が生じた直接かつ通常の損害に限られ、両当事者の予見の有無を問わず、特別損害、間接損害、逸失利益及び休業損害は含まないものとし、又、損害賠償の額は、当該損害の直接の原因となったリセール契約に基づき乙が現実を受領したリセール料金等相当額を限度とします。ただし、乙に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではないものとします。

第21条（責任の範囲の制限）

リセール商品に関して乙が負う責任は、次の各号のとおり制限されるものとします。

- (1) リセール商品が第三者の産業財産権その他の無体財産権を侵害したことによって生じた一切の紛争及び損害について、乙はその責任を負わないものとします。
- (2) 乙は、甲に対して、納品時においてリセール商品が正常な性能を備えていることを担保し、リセール商品の商品性及び甲の使用目的への適合性については担保しないものとします。
- (3) 甲は、リセール商品の納品後、メーカーからのリコールについては、甲の責任と費用において、当該リコールに係る情報を直接取得したうえで当該メーカーと直接交渉を行うものとし、乙は当該リコールについて一切責任を負わないものとします。
- (4) 乙は、甲に対して、リセール商品を納品した後において、第三者と甲との間で当該リセール商品に関する紛争等が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
又、甲の責に帰すべき事由により乙と第三者との間で当該リセール商品に関して紛争等が生じた場合、甲は、自らの費用と責任において一切を処理解決するものとし、乙に一切の損害を及ぼさないものとします。

第22条（解除）

1. 甲及び乙は、相手方がその債務を履行せず、又はリセール契約に違反した場合において、相当の期間を定めて履行又は違反の是正の催告をし、その期間内に履行又は是正がないときは、リセール契約の全部又は一部を解除することができるものとします（第19条（反社会的勢力の排除）第3項の場合を除きます）。
2. 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告をすることなく、直ちにリセール契約を解除することができるものとします。
 - (1) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、強制執行、競売、任意整理、特定調停、破産、会社更生、民

- 事再生等、又はその他法的倒産手続きの申し立てを受け、又は自ら申立てたとき
- (2) 監督官庁により営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (3) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき
 - (4) 資本減少、事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (7) その他前各号に準ずる事由が生じたとき
3. 乙がリセール契約の履行に着手した後において、リセール契約が乙の責めによらない事由により解除された場合、甲は、当該リセール契約に基づく未払い債務の全額を乙に支払わなければならないものとします。

第23条（期限の利益の喪失）

甲又は乙は、前条により相手方からリセール契約の一部又は全部を解除された場合、未払いリセール料金等、その他相手方に対する一切の債務は、当然に期限の利益を失い、相手方に全額を直ちに支払うものとします。

第24条（遅延損害金）

甲がリセール契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を支払います。

第25条（準拠法）

リセール契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第26条（裁判管轄）

リセール契約に関連して生じる一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（法令等の遵守）

甲及び乙は、リセール契約の履行にあたり適用される法令、規則等を遵守するものとします。

第28条（協議事項）

甲及び乙は、リセール契約の定めに関して解釈上の疑義を生じ、又はリセール契約に定めのない事項については、信義誠実の精神に基づき協議するものとします。

第29条（存続条項）

1. リセール契約がいかなる事由により終了した場合であっても、第13条（相殺）、第18条（個人情報保護）、第19条（反社会的勢力の排除）第4項、第20条（損害賠償）、第21条（責任の範囲の制限）、第22条（解除）第3項、第25条（準拠法）及び第26条（裁判管轄）、第27条（法令等の遵守）及び本条の規定は、継続してその効力を有するものとします。
2. 第17条（秘密保持）は、リセール契約が事由の如何を問わず終了した日以降3年間継続してその効力を有するものとします。

第30条（消費税等の負担）

甲はリセール契約に基づき支払うべき金銭債務については、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して乙に支払うものとします。

第31条（電磁的記録・電磁的方法・電子契約）

リセール契約の成立及び変更は、電磁的記録を含むものとし、押印は、電磁的方法及び電子署

名を含むものとします。

第32条（付則）

本リセール約款は、2022年9月1日以降に甲乙間で成立するリセール契約について適用されます。なお、乙は、必要に応じて本リセール約款の内容を改定できるものとします。改定後のリセール約款は、乙のウェブサイトにおける以下のURLに掲示され、改定前に成立したリセール契約についても最新のリセール約款の規定が適用されるものとします。

<https://www.yrl.com/contract/stipulation.html>

以上